

増子クリニック 保険医療機関の書面掲示について

「施設基準」

- ・医療DX推進体制整備加算
- ・がん患者指導管理料
- ・脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ・運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ・人工腎臓
- ・導入期加算 1
- ・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・外来・在宅ベース評価料（Ⅰ）
- ・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅱ）5

「医療情報取得加算」

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報を取得および活用して診療を行います。
- 当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

「医療 DX 推進体制整備加算」

- 当院では、国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される情報等を活用する体制を有しています。
- ・医師等が診療を実施する診察室において、オンライン資格確認システムより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を推進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・電子処方処方箋（経過措置期間令和 7 年 7 月 31 日）及び電子カルテ情報共通サービスなどの医療 DX にかかる取組を実施しています。

「明細書発行体制等加算」

- 当院では、医療の透明化や患者の皆様への情報提供を積極的に推進していく観点から、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を発行しております。
- 明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されておりますので、その点ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出ください。

「一般名処方加算」

○当院では、一般名による処方を実施しております。

- ・ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分の医療用医薬品です。一般名処方であれば先発医薬品を使用しても、ジェネリック医薬品を使用しても調剤ができます。

- ・一般名処方について

処方箋には調剤される医薬品が記載されていますが、医薬品の商品名を記載する場合と、一般名（有効成分の名称）で記載している場合があります。このうち、医薬品の名前を一般名で記載して、処方することを一般名処方といいます。

- ・一般名処方のメリット

一般名処方で記載された処方箋を受け取った場合、有効成分が同一である医薬品が複数（先発医薬品やジェネリック医薬品）あれば、薬剤師と相談して、患者さん自身が選ぶことができます。

- ・ジェネリック医薬品に選べない場合

- ・処方箋に記載した医薬品について、ジェネリック医薬品への変更が不可であると医師が判断した場合
- ・ジェネリック医薬品が製造販売されていない場合
- ・適応症が異なる場合

「保険外負担に関する事項」

○診断書・健康診断書 2,200 円

○身体障害・年金診断書 5,500 円

○医療費証明書 1,100 円

○死亡診断書 5,500 円

○生命保険診断書 5,500 円

○生命保険入院証明書 5,500 円

○生命保険死亡診断書 5,500 円

○診察券再発行（1 枚） 220 円

○その他、自費徴収が必要となる場合には、徴収にかかる内容や料金について説明し同意の確認の上徴収させていただきます。

令和 7 年 6 月 1 日
増子クリニック 昂
病院長 小山寛一